

はしがき

本書は、大学で教育研究に携わる9人の執筆者が、おもに大学で国際法を学ぶ皆さんのために作成した概論書である。壮大な国際法をひとつおり概説した教科書として活用されることをめざし、学部の専門科目としての国際法の修得に必要な事項を、初学者にも理解しやすい記述によって、一冊にまとめたものである。

本書は、杉原高嶺・水上千之・臼杵知史・吉井淳・加藤信行・高田映著『現代国際法講義』（有斐閣）に代わる教科書として企画された。同書は、1992年に初版が刊行されて以来、長く国際法の概論書として広く愛読され、版を重ねてきた（2017年には韓国語翻訳版も出版された）が、第5版（2012年）を最後に改訂されていない。そこで私たちは、同書を実質的に継承するような概論書を新たにつくりたいと考えた。同書の出版を主導された杉原先生と話し合い、同書に親しんできた次世代の国際法研究者が中心となって、新たな教科書を執筆することになった。こうして、同書執筆者の1人を含む編者3名に、6名の研究者が加わって作成したのが、本書『概説国際法』である。

国際法の規律事項はきわめて広範囲にわたるが、本書では、国際法学が培ってきた標準的な章立てをもとに全体を構成し、国際法全般をなるべく過不足なく記述するように努めた。また、国際法の各分野で多様な変化・発展がみられるが、主要論点を漏らすことがないように意を用いるとともに、可能な限り関連判例に言及するよう努めた。各章の記述は、各担当者の責任によるが、編者の担当章も含めて、9人全員による忌憚のない議論をふまえた校正と全体の統一性を図るための調整が施されている。

国際法は、国際社会で適用されるための法規範として、現実の対立や協調の中で諸国によって生み出されてきた。多様で複雑な利害関係を調整し、あるいは共通の課題に取り組んできた先人たちの、努力と英知の賜物といってよい。今日のグローバル化した世界において、国際法は、国内法と複雑に絡み合いな

がら、我々の生活と密接にかかわるようになっており、その重要性はますます高まるばかりである。国際法を学ぶことは、日本の社会を、そして自分自身を相対化し、客観視することにも通じるであろう。国際法は、これからも国際社会の要請に応じて進化を続けていくが、まずは、先人たちが築き上げてきた現在の実像を理解する必要があるだろう。本書がその一助となれば幸いである。

なお、国際法を学ぶ上で、条約集と判例集は不可欠である。本書では、条約の略称や判決名の記載は基本的に『国際条約集 2024年版』（有斐閣）に依拠した。また、関連判例で『国際法判例百選〔第3版〕』（有斐閣、2021年）に掲載されているものは、その通し番号を注記することで、学習の便宜を図った。その他は、凡例を見てほしい。

杉原高嶺先生（京都大学名誉教授・北海道大学名誉教授）には、本書の企画の段階で大変お世話になった。私たち執筆者は、これまでも直接、間接に先生のご指導と学恩にあずかってきた。この場を借りて改めて感謝申し上げるとともに、先生のご健康をお祈り申し上げたい。

有斐閣京都支店の一村大輔さんには、最初の企画から完成にいたるまで、5年の長きに及び全面的にお世話になった。一村さんがいなければ本書の刊行は実現しなかったであろう。また、島袋愛未さん、竹之内彩さんには、極めて厳密な校正作業などにより、法律書編集のプロとして貴重なご助力をいただいた。この場を借りて心よりお礼申し上げたい。

2024年11月

編者を代表して
加藤 信行

目 次

はしがき i

執筆者紹介 iii

凡 例 iv

第1章 国際法の特徴と歴史 1

I 国際法の特徴と歴史 1

1 国際法の特徴 (1) 2 国際法の法的特徴 (3)

II 国際法の歴史 9

1 ヨーロッパ国際法の形成 (9) 2 19世紀における国際法の発展 (12)

3 現代国際法の形成と発展 (14)

III 国際法と国内法の関係 19

1 一般理論の展開 (19) 2 国際法体系における国内法の地位 (21)

3 国内法体系における国際法の地位 (23)

IV 国際法主体 28

1 国家と限定的国際法主体 (28) 2 個人の国際法主体性 (29)

Column 1-1 ユス・ゲンティウム (*jus gentium*) とユス・インテル・ゲンテス (*jus inter gentes*) (2)

Column 1-2 国際礼讓 (international comity) (7)

第2章 国際法の法源 35

I 法源とは 35

1 合意規範としての国際法 (35) 2 法源の種類 (36)

II 国際法の存在形式 38

1 国際司法裁判所規程 38条1項 (38) 2 裁判準則 (38)

III 条 約 39

1 条約とは (39) 2 条約の種類 (39)

IV 慣習国際法	41
1 慣習国際法とは (41)	
2 国際司法裁判所規程 38 条 1 項 b の「国際慣習」の意味 (41)	
3 慣習国際法の成立要件 (42)	
4 一般慣行 (43)	
5 法的信念 (44)	
6 一貫した反対国 (45)	
V 法の一般原則	45
1 法の一般原則とは (45)	
2 法の一般原則の適用 (46)	
VI 裁判上の判決・学説	47
1 法則決定の補助手段とは (47)	
2 国際司法裁判所の法創造機能 (48)	
VII 国際立法と慣習国際法	49
1 条約の慣習法化 (49)	
2 慣習法の条約化 (50)	
3 慣習国際法の認定 (52)	
VIII その他の法源——衡平と一方的行為	55
1 衡平とは (55)	
2 一方的行為とは (57)	
Column 2-1 シリアの化学兵器の事例 (54)	

第3章 条約法	61
I 条約とは	61
II 条約の締結および効力発生 (発効)	65
1 締結・発効の手続 (65)	
2 同意または条約自体の無効 (69)	
3 法的効果の個別的变化——留保 (72)	
III 条約の適用と解釈	77
1 適用 (77)	
2 解釈 (78)	
IV 条約の改正	82
V 条約からの脱退, 条約の終了・運用停止	83

Column 3-1 国連総会の決議 (64)

Column 3-2 ICJ ジェノサイド条約の留保事件 (74)

Column 3-3 条約実施機関による解釈の位置づけ (81)

Column 3-4 条約法条約 60 条とナミビア問題 (83)

第4章 国 家 ————— 87

- I 国際法主体…………… 87
 - 1 国家の構成要素 (87) 2 国家承認 (88) 3 政府承認 (92)
 - 4 自決権 (93)
- II 国家承継・政府承継…………… 96
 - 1 国家承継 (96) 2 政府承継 (99)
- III 国家の基本的権利義務…………… 99
 - 1 主権概念と国際法の関係 (100) 2 主権平等原則 (101)
 - 3 内政不干渉原則 (101)
- IV 国家管轄権…………… 104
 - 1 国家管轄権の行使範囲 (104) 2 国家管轄権の拡張的行使の根拠 (105)
 - 3 管轄権の拡張的行使と対抗力 (109)

第5章 国際法上の免除 ————— 111

- I 国家免除 (主権免除) 111
 - 1 国家免除を規律する国際法 (111) 2 絶対免除主義と制限免除主義 (112) 3 免除を援用することができない裁判手続 (115)
 - 4 重大な人権侵害行為に対する責任の追及 (122) 5 裁判権免除と裁判を受ける権利 (124) 6 裁判手続に関連する強制措置からの免除 (執行免除等) (126)
- II 政府職員等の免除…………… 127
 - 1 事項的免除と人的免除 (127) 2 刑事管轄権からの免除と民事裁判手続における免除 (128) 3 事項的免除の対象となる公的行為 (128)
 - 4 人的免除を援用しうる政府高官 (130) 5 軍隊・軍艦 (132)
- III 外交関係・領事関係…………… 133
 - 1 外交関係 (133) 2 領事関係 (137)

Column 5-1 国家免除を援用することができる「国」(114)

Column 5-2 戦闘機の購入は商業的行為か (118)

Column 5-3 ジョージア州港湾局事件 (120)

Column 5-4 韓国慰安婦訴訟における国家免除 (124)

Column	5-5	エンリカ・レクシー号事件 (129)
Column	5-6	国際刑事裁判所 (ICC) と国家元首の免除 (131)
Column	5-7	外交官の民事裁判権免除と「現代の奴隷」問題 (136)

第6章	国家領域・空域・国際区域	139	
I	国家領域	139	
1	領域主権 (139)	2 国際法による領土紛争の解決 (142)	
II	空域	152	
1	シカゴ条約体制の確立 (152)	2 空法の発展 (153)	
III	国際区域	154	
1	国際河川 (154)	2 国際運河 (155)	3 極域 (157)
4	宇宙空間 (162)		
第7章	海洋法	167	
I	海洋法の特徴と機能	167	
1	海洋法の歴史と海洋法条約 (167)	2 海洋法の原則と機能 (169)	
II	水域区分と航行規則	171	
1	海洋法における陸地 (基線と島) (172)	2 国家管轄権内の水域 (174)	
3	国家管轄権外の水域 (180)		
III	海洋境界画定と資源利用	181	
1	海洋境界画定 (181)	2 資源利用 (185)	
IV	共通利益の保護	189	
1	秩序維持 (189)	2 人の保護・規律 (191)	3 環境保全 (193)
V	海洋法条約上の紛争解決制度	195	
1	第15部における紛争解決手続 (195)	2 早期釈放制度 (198)	
3	暫定措置 (199)		
第8章	国際環境法	201	
I	国際環境法の基本原則	201	
1	持続可能な開発 (201)	2 主要原則 (202)	3 WTOにおける貿

第10章 国際人権法	255
I 国際人権保障の発展	255
1 第二次大戦前の国際法上の個人の保護 (255)	
2 第二次大戦後の発展 (256)	
3 国連人権諸条約の特色 (259)	
II 保障される人権と国家義務	261
1 国際人権規範に関する国家義務の範囲 (261)	
2 平等・無差別原則 (262)	
3 人権概念の展開 (264)	
4 自決権や新しい人権 (266)	
III 国際人権保障の実施措置	267
1 国内の実施 (267)	
2 国際的实施 (270)	
第11章 国際機構	277
I 国際法における国際機構の位置	277
1 国際機構とは (277)	
2 国際機構法の基本原理 (280)	
II 法人格	283
1 国際機構の国内法人格 (284)	
2 国際機構の国際法人格 (285)	
III 権能	287
1 明示的権能と黙示的権能 (287)	
2 国際機構がもつ権能の具体例 (288)	
3 権限内の推定と専門性原理 (289)	
IV 組織	290
1 構成国 (290)	
2 機関 (293)	
3 職員 (293)	
4 意思決定 (294)	
V 特権免除	295
1 形式的根拠 (295)	
2 実質的根拠 (296)	
3 特権免除の内容と射程 (296)	
4 国際機構の裁判権免除と裁判を受ける権利 (297)	
VI 国際責任およびアカウンタビリティ	298
1 国際機構の責任 (298)	
2 国際機構の構成国の責任 (299)	
3 国際機構のアカウンタビリティ (300)	
VII グローバル公私パートナーシップ	300
1 グローバル公私パートナーシップとは (300)	
2 法的地位 (301)	
3 財政および意思決定 (302)	
4 正統性問題 (302)	

Column	11-1	国際ずず理事会事件 (284)
Column	11-2	米国によるWHOからの脱退通告 (291)
Column	11-3	欧州評議会からのロシアの「除名」(292)
Column	11-4	代替手段テスト (297)

第12章 国際経済 ————— 305

I	国際通商	305
1	WTO体制 (305)	2 紛争解決制度 (308)
3	基本原則 (310)	
4	貿易救済制度 (311)	5 価値調整 (313)
6	地域経済統合 (315)	
II	国際投資	317
1	外国人財産の法的保護をめぐる歴史 (317)	2 投資協定における紛争解決制度 (318)
3	国際投資保護の基準 (321)	4 ISDS改革 (322)
III	通貨・金融	324
1	通貨に関する国際制度 (324)	2 世界銀行による開発援助 (327)
3	国際金融システムの安定性確保 (327)	4 マネー・ロンダリング規制 (328)

Column	12-1	ビジネスと人権 (329)
---------------	------	---------------

第13章 国家責任 ————— 331

I	序論	331
II	国家責任法の歴史と特徴	332
1	歴史 (332)	2 国内法と比べた特徴 (333)
III	国家責任の発生	334
1	要件 (334)	2 要件1—行為の国家への帰属 (334)
3	要件2—国際義務の違反 (338)	4 例外—違法性阻却事由 (339)
IV	国家責任の内容	341
1	責任国の義務 (341)	2 違法行為の停止・不反復保証 (342)
3	賠償 (342)	4 強行規範違反の場合 (346)
V	国家責任の追及	346
1	国家による追及 (346)	2 国家以外のアクターによる追及 (351)

VI 国家責任追及の実効性を高める手段	352
1 機構的手段 (352)	
2 一方的手段——報復 (354)	
3 一方的手段——対抗措置 (354)	
第14章 紛争の平和的解決	359
I 紛争の平和的解決義務	359
1 紛争の平和的解決義務の成立 (359)	
2 紛争の平和的解決手段 (360)	
II 非裁判手続	361
1 交渉 (361)	
2 周旋・仲介 (362)	
3 審査 (363)	
4 調停 (364)	
5 国際連合による紛争解決 (365)	
III 裁判手続	367
1 仲裁裁判と司法的解決 (367)	
2 仲裁裁判 (367)	
IV 司法的解決——国際司法裁判所をめぐって	370
1 司法的解決の展開 (370)	
2 国際司法裁判所の構成 (371)	
3 国際司法裁判所の管轄権 (373)	
4 国際司法裁判所の訴訟手続 (377)	
5 国際司法裁判所の付随手続 (378)	
6 国際司法裁判所の判決 (385)	
7 国際司法裁判所の勧告的意見 (387)	
第15章 安全保障	391
I 武力行使禁止	391
1 武力行使禁止の歴史的展開 (391)	
2 武力行使禁止の内容 (395)	
II 集団安全保障	396
1 勢力均衡から集団安全保障へ (396)	
2 国際連盟の集団安全保障 (397)	
3 国際連合の集団安全保障 (398)	
III 自衛権	402
1 武力行使禁止の例外 (402)	
2 自衛権の歴史的展開 (403)	
3 個別的自衛権 (405)	
4 集団的自衛権 (411)	
IV 平和維持活動	413
1 伝統的平和維持活動 (413)	
2 冷戦終結後の平和維持活動 (414)	

第16章 武力紛争	417
I 武力紛争法とその適用	417
1 戦争法から武力紛争法へ (417)	
2 国際人権法との関係性 (418)	
3 国際刑事法との関係性 (419)	
II 武力紛争の定義と適用	419
1 武力紛争の定義 (419)	
2 武力紛争の烈度と空間別アプローチ (421)	
3 武力紛争法の適用の終期 (422)	
4 占領地における武力紛争法の適用 (422)	
III 戦闘手段・方法の規制	423
1 武力紛争法の基本原則 (423)	
2 戦闘手段の規制 (424)	
3 戦闘方法の規制 (428)	
IV 武力紛争犠牲者の保護	434
1 傷病者 (434)	
2 捕虜 (435)	
3 文民 (437)	
V 武力紛争法の履行確保	438
1 戦時復仇 (438)	
2 国家責任 (439)	
3 戦争犯罪人処罰 (439)	
4 利益保護国 (440)	
5 事実調査制度 (440)	
VI 中立法	440
1 伝統的国際法における中立制度 (440)	
2 現代国際法と中立 (441)	
VII 軍備管理・軍縮	443
1 軍備管理と軍縮の意味 (443)	
2 核軍縮 (443)	
Column 16-1 ウクライナとロシアの武力紛争	(418)

事項索引 449

判例・事例索引 462

条約索引・その他 468

I 国際法の概念と特徴

1 国際法の概念

(1) 国際社会と国際法

世界には、現在、約200の国家が存在する。国の面積、人口、統治形態などは極めて多様であるが、いずれの国家も主権を有し、独立かつ対等な**主権国家**として存在している。各主権国家の国内社会（国家社会）には、憲法をはじめとする国内法（国家法）が存在する。主権国家を基本的な構成単位とする国際社会には、国際社会に固有の法体系として、国際法が存在する。そこで、国際法は国際社会の法である、といわれる。

規律対象の観点からみると、国際法は、主に国家間の関係を規律する法である。しかし現在の国際法は、国家間の関係だけでなく、**国際連合（国連）**などの**国際機構（国際組織）**（第11章参照）と国家、国際機構相互間、国家と個人などの関係をも規律するようになっている。

国際法上の権利義務の直接の帰属者のことを、**国際法主体**（IV参照）という。19世紀の頃は、国家のみが国際法主体とされ、国際法は、もっぱら国家間の権利義務関係を設定するものであった。しかし現在では、国際機構にも限定的な国際法主体性が認められ、また、個人の限定的な国際法主体性が認められることもある。

法源（第2章参照）は多義的な概念であるが、ふつう、法の成立形式あるいは存在形態という意味で用いられる。国際法は、主に**条約**や**慣習国際法**（国際慣

習法)の形で存在する。つまり、国際法の主な法源は、条約や慣習国際法である。なんらかの規則が国際法の規則として認められるためには、その規則が条約や慣習国際法などの形で存在する必要がある。

(2) 国際法の名称

国際法を意味する語の起源となったラテン語に、①ユス・ゲンティウム (*jus gentium*) と②ユス・インテル・ゲンテス (*jus inter gentes*) がある (Column 1-1 参照)。英語では、①に対応する言葉 (law of nations) もあるが、一般的には②に由来する International Law が使われている。同様に、フランス語 (*droit international*)、イタリア語 (*diritto internazionale*)、スペイン語 (*derecho internacional*) などでも、②に起源をもつ言葉が一般に使われている。他方、ドイツでは①に由来する言葉 (*Völkerrecht*) が定着している。

国際法の観念が万国公法の名で日本に導入されたのは、幕末期である。1864年、国際法に関する英語の本を漢訳した『万国公法』が中国で出版され、これが翌年日本に伝わった。幕末から明治初期にかけて、この名称がよく使われたが、1873年に箕作麟祥が「国際法」という用語を使い始めたのを機に、その後これが定着して今日に至っている。

Column 1-1 ユス・ゲンティウム (*jus gentium*) と ユス・インテル・ゲンテス (*jus inter gentes*)

jus は、法または権利、正義を意味し、*gentium* と *gentes* は、語尾は異なるが、民族または国家といった同じ意味をもつ。両者の違いは、*inter* (「間」)が入っているかどうかによる。

ユス・ゲンティウムは、もともとは、古代ローマが拡大する過程において、ローマ市民相互間に適用される市民法 (*jus civile* ユス・キウィーレ) とは別に、外国人がかかわる問題に適用されるローマ法の一分野として発達したもの (「万民法」) を意味する概念であった。しかし近代初期になると、このラテン語は、ヨーロッパ社会に共通して妥当するような「国際社会の法」(国際法) を意味する概念 (「諸国民の法」) として使用されるようになった。また、17世紀半ばには、英国の法学者ズーチ (R. Zouche) が、国際社会の法を指す言葉として初めてユス・インテル・ゲンテス (「国家間の法」) の語を用いた。さらに18世紀末、

英国のベンサム (J. Bentham) が、ユス・インテル・ゲンテスに対応する英語として International Law を使用し始めた。International という英単語は、ベンサムによる造語である。

(3) 国際法関係の法分野

国際法の中に国際公法と国際私法があるわけではない。**国際私法**とは、狭義では、渉外的要素を含む私法的法律関係に適用される法(準拠法)を決定するための法をいう(広義では国際民事訴訟法を含む)。これは各国の国内法として存在する私法の一つであり、国際法とは異なる法分野である。日本の国際私法にあたる法律としては「法の適用に関する通則法」(法適用通則法)4条以下がある。これに対し、**国際公法**は国際法と同じ意味で使われる。なお、司法試験の選択科目として、「国際関係法(公法系)」と「国際関係法(私法系)」がある。ここでいう「国際関係法(公法系)」は国際法(=国際公法)、「国際関係法(私法系)」は広義の国際私法を意味する。

国際法の規律対象の拡大に伴い、現在では、**国際環境法**(第8章参照)、**国際人権法**(第10章参照)、**国際刑事法**(第9章IV参照)、**国際経済法**(第12章参照)など、国際法の各法分野が形成され、発展している。ただし、これらの概念は、各法分野における国内法の国際的側面を意味するものとして使われることがある。たとえば、国際刑事法の概念は、刑事に関する国際法を意味する場合が多いが、国内刑法の国際的側面を規律する法という意味で使われることもある。

2 国際法の法的特徴

(1) 国際社会の特徴

一般に、国内社会においては、国家権力を背景として、国内法が一元的に制定・適用され、強制的に執行される。立憲主義国家では、国家権力の濫用を防ぐために三権分立の制度が採用されており、国の立法機関が法律を制定し、国の行政機関が法律を執行し、国の司法機関が法を適用して紛争を処理する。

これに対して、**国際社会**は、独立・対等な**主権国家**が横並びで並存する社会である。個々の主権国家が権力主体であり、国際社会には、主権国家の上位に

立つような中央集権的権力主体は存在しない。各国の議会や政府に相当するような世界議会や世界政府は存在しないし、国家を一般的・強制的に裁判にかけると国際裁判所も存在しない。国際法の制定（定立）・適用・執行の役割を担ってきたのは、主として国家である。国際社会の組織化に伴い、国際機構もこのような役割を担うようになってきているが、現在でも、上位権力を背景として国際法を強制的、統一的に制定・適用・執行するような仕組みは、整っていない。

(2) 国際法の分権的性格

国内法では、立法・司法・行政の三権分立に対応する形で、法の制定（定立）・適用・執行を区別することができるが、国際法では、この区別が必ずしも明瞭ではない。とくに、主に行政府が担当すべき「法の執行」と、主に裁判所が紛争の処理において有権的に行うべき「法の適用」との区別は不明瞭である。また、国際裁判所の判決が実質的に法定立機能をはたす場合もある。しかし、法のいずれの側面においても、国内法との比較において、国際法には次のような**分権的性格**が認められる。

(a) 国際法の定立

国際社会には統一的な立法機関は存在しない。国際連合（国連）総会は「世界の議会」と呼ばれることがあるが、国内議会のような立法機関ではない。国際法は、立法機関が一元的・強制的に制定するのではなく、諸国が合意によって条約を締結し、あるいは諸国の慣行を基礎として慣習国際法が生成されることで、多元的・重層的に形成される。したがって国際法は、国家の意思と行動を基礎とし、主に条約または慣習国際法の形をとり、多元的・重層的に存在する。

海洋法に関する国際連合条約（国連海洋法条約、海洋法条約）や国及びその財産の裁判権からの免除に関する国際連合条約（国連国家免除条約）など、国連で採択され、国連の名が付された条約も、国連が立法機関として制定したのではなく、これを条約として受け入れるかどうかは各国の意思に依存する。国際社会の一般的な法規範を設定する条約を**立法条約**（law-making treaty）といい、国際機構などを通じて行われる立法条約の定立を「国際立法」ということがある。国際立法では、条約案の作成にいたる一連の過程において、国際機構が主

導的な役割を果たしており、とくに**国連国際法委員会**は、「**国際法の漸進的発達及び法典化**」(国連憲章13条1項(a))の任務を遂行するための中心的機関として貢献している。しかし、条約案を条約として成立させる主体は国家であり、諸国の同意なしに国際立法は実現しない。

(b) 国際法の適用と裁判

各国は、日々の活動において国際法を解釈し、適用する。国際法の解釈・適用をめぐる国際紛争は、当事国間で解決できないような場合、中立的な第三者である裁判所の客観的な判断(裁判)によって解決されることが望ましい。しかし、各国の国内裁判所が強制的に裁判を行う権限を与えられているのとは異なり、**国際司法裁判所(ICJ)**などの国際裁判所は、国家間の法的紛争に対して強制的に裁判を行う権限(**強制管轄権**)を持たず、すべての**紛争当事国の同意**(consent)がなければ、国際裁判は行われぬ。もっとも、当事国の同意は、条約や宣言によって、紛争発生前に予め与えられる場合もある。

裁判が成立し、判決が下された場合、判決は紛争当事国を法的に拘束する。つまり、当事国は判決を履行すべき国際法上の義務を負う。しかし、履行を強制する仕組みは整っておらず、実際の履行は基本的に当事国に委ねられている。国連安全保障理事会(安保理)はICJ判決を執行するための措置をとることができる(国連憲章94条2項)が、これは安保理の裁量に委ねられた制度であり、判決の執行制度としては限界がある(第14章IV6(4)参照)。

(c) 国際法の執行

国際社会には、中央集権的な世界政府は存在せず、統一的な法執行機関も存在しない。「法の執行」の具体的内容は多様であるが、警察権の行使や民事強制執行のように、実力を用いて法の内容を強制する統一的な仕組みは、整っていない。そのため、個別国家による**自力救済**(自助)が、一定の条件の下で許容される。他国の違法行為に対する自力救済は、伝統的に、報復(retorsion)と**復仇**(reprisal)に区別されてきた。報復は、被害国が本来適法になしうる措置をいい、復仇は、それ自体は本来違法であるが、先行する相手国の違法行為により違法性が阻却される措置をいう。復仇は、国家責任法上の**対抗措置**(countermeasure)とほぼ同義の概念である。また、違法な武力攻撃に対しては、国家固有の権利としての**自衛権**の行使が認められる(国連憲章51条)。

(c) 手続基準説

ダンテッチ裁判所の管轄権事件勧告的意見（1928年）でPCIJは、条約それ自体は個人の直接の権利または義務を創設しえないとの主張を退け、「条約締約国は、その意図により、『国内裁判所で執行可能な個人の権利義務』を創設する確定的な規則を採択できる」と述べた（PCIJ Series B, No. 15, pp. 17-18 [百選43]）。手続基準説は、この判例に依拠する見解であり、個人の権利義務を明確に規定した国際法の規則が、国内裁判所において国内法を媒介とせずに直接適用される場合を含めて、**手続的能力**（procedural capacity）が個人に付与された場合に、国際法主体性を認める。この場合、国内裁判所は、国際法を適用する機関として、個人の国際法上の権利義務を実現する機能を果たすものと性格づけられる、とみる。このような見解を手続基準説と名付けて提唱したのは杉原高嶺であるが、類似する見解は、山本草二などの先行業績でも確認できる。前述のように、自動執行可能性（直接適用可能性）の基準は国によって異なりうるため、この説によれば、個人の国際法主体性も国によって異なることになりうるが、このような難点は、国際手続基準説にも同様にあてはまるであろう。

● 参考文献

- 山手治之『国際法論序説』（法律文化社、1962年）
田畑茂二郎『国際法（第2版）』（岩波書店、1966年）
岩沢雄司『条約の国内適用可能性』（有斐閣、1985年）
大沼保昭編『戦争と平和の法——フーゴー・グロティウスにおける戦争、平和、正義（補正版）』（東信堂、1995年）
石本泰雄『国際法の構造転換』（有信堂高文社、1998年）
大沼保昭編『国際社会における法と力』（日本評論社、2008年）
明石欽司『ウェストファリア条約——その実像と神話』（慶應義塾大学出版会、2009年）
柳原正治『グロティウス（新装版）』（清水書院、2014年）
西平等『法と力——戦間期国際秩序思想の系譜』（名古屋大学出版会、2018年）
松田浩道『国際法と憲法秩序——国際規範の実施権限』（東京大学出版会、2020年）
中井愛子『国際法の誕生——ヨーロッパ国際法からの転換』（京都大学学術出版会、

2020年)

小畑郁「戦間期における個人の国際法主体論の再検討——日本の国際法理論の継承と発展のために」国際法外交雑誌 109 巻 2 号 (2010 年) 1-21 頁

小栗寛史「国際法と国家の同意——歴史からのアプローチ」国際法学会エキスパート・コメント No. 2024-6 (2024 年 6 月) (<https://jsil.jp/wp-content/uploads/2024/05/expert2024-6.pdf>)

地球上の表面積のおよそ7割は海洋によって占められる。陸地のように国家要件の一つとなっているわけではなく、また、人が居住するわけではないが、海洋をめぐるは古くより国家間の衝突の火種となっており、国際法規則も形成されてきた。海洋はまた、科学技術の発展に伴い、その利用形態が大きく変わり、海洋法はそれに合わせて発展してきている。本章では、その海洋空間を規律する海洋法について学ぶ。

I 海洋法の特徴と機能

1 海洋法の歴史と海洋法条約

(1) 海洋法の歴史的展開

海洋法とは、海洋空間を規律する国際法のことであり、国際海洋法と呼ばれることもある。国際法の一部であることから、その法源は慣習国際法と条約となる。歴史的に見て海洋法を含む条約としてまずあがる名前が、スペインとポルトガルが海洋を2分することを規定したトルデシリヤス条約（1494年）である。ローマ時代より海洋の自由が謳われていたのに対し、同条約は国家による海洋の領有を認める。海洋は自由か、あるいは国家による領有が可能かについて、17世紀前半には国際法の父とも呼ばれるグロティウスの『海洋自由論』とセルデンの『閉鎖海論』により議論された。航行技術の発達に伴い航行の自由がより重要になるにつれ、「海洋の自由」が確立した。19世紀前半には、海洋を公海と領海の2つに区分する考え方が定着した。

この区分は学説により展開し、慣習国際法として認識されてきたが、20世

このように、陸地に引かれた基線からの距離で水域を区分するのが海洋法条約の枠組みである。しかしながら、気候変動による海面上昇で基線が変わってしまっても、もともと有していた水域は認められるべきだ、との主張が島嶼国を中心に近年なされ、支持を集めている。

2 国家管轄権内の水域

国家管轄権内の水域は、以下の図表 7-3 のように区分されるため、順に説明する。

図表 7-3 国家管轄権内水域の区分と航行規則

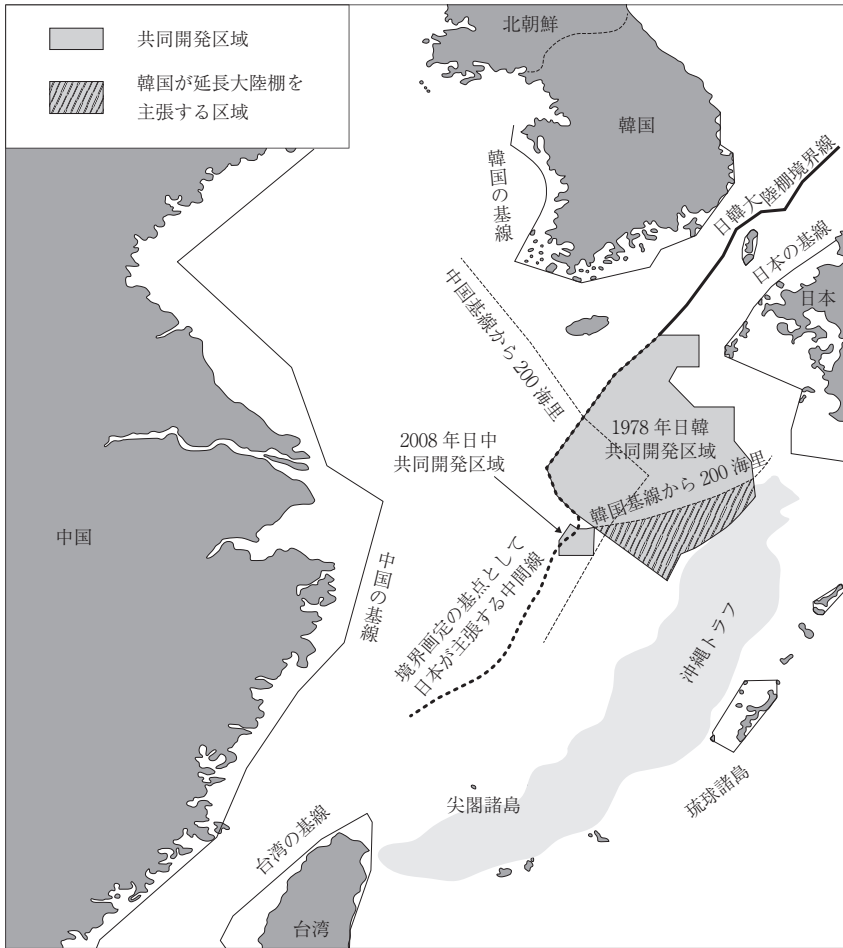
水域	沿岸国の権利	航行規則
内水	主権	出入りの可否を含め沿岸国が決定
領海	主権	無害通航
接続水域	規制権	通関上、財政上、出入国管理上または衛生上の法令違反に対する規制を除き、排他的経済水域と同様
国際海峡	主権等	通過通航または強化された無害通航
群島水域	主権	無害通航または群島航路帯通航権
排他的経済水域 大陸棚	主権的権利・管轄権 主権的権利・管轄権	沿岸国の機能的権限による規制を除き、公海の航行の自由が準用

(1) 内水・湾

沿岸国は基線の内側にある**内水**に主権を有し、領土と同様に扱うことができる。それゆえ、外国籍船が内水に入れるか否かの決定も、慣習国際法上は沿岸国が裁量を有する（ニカラゲア事件〔本案〕判決, ICJ Reports 1986, p. 101, para. 213 [百選 107]）。ほとんどの港が内水に位置することから、船舶からすれば、入港の可否を沿岸国が決定できることを意味する。コロナ禍において、多くの国家が港を閉じたのは記憶に新しい。ただし実際は、二国間条約などで相手国船舶の入港の自由を認めていることが多い。

沿岸国が領土と同様の主権を持つからといって、旗国の管轄権がなくなるわけではない。他国の内水においてであろうと自国船舶で起きた事件については、旗国は管轄権を行使することができる。他方で、沿岸国が、自国の港にある外

図表7-5 日本の大陸棚の境界画定と共同開発



権原の変遷は、境界の画定方法にも影響を及ぼす。海洋法条約が締結される前の北海大陸棚事件において、ICJは、衡平原則を適用し、大陸棚の地質的形狀（自然延長）や大陸棚面積と海岸線の長さの合理的均等を考慮して境界画定をするとした（ICJ Reports 1969, pp. 47-54, paras. 83-100 [百選2]）。実のところ、大陸棚条約6条も、合意がない場合の境界は等距離・特別事情を原則とする規定していたが、西ドイツが締約国でなかったことから、ICJは上述のような

概説国際法

International Law

2024年12月20日 初版第1刷発行

編者 加藤信行・萬歳寛之・山田卓平
発行者 江草貞治
発行所 株式会社有斐閣
〒101-0051 東京都千代田区神田神保町 2-17
<https://www.yuhikaku.co.jp/>

装丁 宮川和夫事務所
印刷 萩原印刷株式会社
製本 大口製本印刷株式会社
装丁印刷 株式会社享有堂印刷所

落丁・乱丁本はお取替えいたします。定価はカバーに表示してあります。

©2024, N.Kato, H.Banzai, T.Yamada.

Printed in Japan ISBN 978-4-641-04697-9

本書のコピー、スキャン、デジタル化等の無断複製は著作権法上での例外を除き禁じられています。本書を代行業者等の第三者に依頼してスキャンやデジタル化することは、たとえ個人や家庭内の利用でも著作権法違反です。

JCOPY 本書の無断複写(コピー)は、著作権法上での例外を除き、禁じられています。複写される場合は、そのつど事前に、(一社)出版者著作権管理機構(電話 03-5244-5088, FAX 03-5244-5089, e-mail:info@jcopy.or.jp)の許諾を得てください。